

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十八号について採決いたします。

○ 本案に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十八号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（仲村清信君） 日程第八 議案第九十四号 福生市立学校施設整備使用条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（教育次長 矢崎茂夫君登壇）

○教育次長（矢崎茂夫君） 御指名をいただきましたので、議案第九十四号 福生市立学校施設整備使用条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と改正の内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、おかげをもちまして、平成二年度末におきまして、市内小中学校十校中、六校に校庭照明設備が設置されることになりました。したがいまして、平成三年四月一日から市民の利用に供するため、学校施設設備に校庭照明を加え、その使用料の額を定めるとともに、現行の施設使用料の額の見直しを含め、内容の整備を行うため、本案を御提案申し上げる次第でございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

今回の改正は、第五条の規定に基づき、使用料を規定した別表の改正でございます。まず、施設設備に校庭照明を加え、その使用料を一時当たり千円と定めようとするものでございます。次に、教室等の設備につきまして、現行規定では昼夜別に、また時間につきましては、二時間以内あるいは五時間以内と

いう単位で使用料が定められておりますが、今回の改正により、昼夜の区分をなくし一時間単位の使用料とし、その額を教室においては一教室百円、体育館につきましては五百円、校庭につきましては無料としたそうとするものでございます。

なお、本条例を改正いたしますと、使用料として年間約三十八万円程度の収入になるものと推定いたしております。

附則といたしまして、本条例は平成三年四月一日から施行しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、何とぞ慎重御審議を賜りまして、原案どおり御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九十四号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十四号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第九 議案第九十五号 福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 石川和夫君登壇）

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第九十五号 福生市特殊疾病患者福祉手当
条例の一部を改正する条例の提案理由とその内容につきまして、御説明申し上げます。

この制度は東京都の疾病の種類に準拠いたしまして、福祉手当を支給しておるものでございます。今回、
特殊疾病の範囲の拡大と新たに二種類の疾病を加え、疾病患者の福祉の向上を図るため、本条例を改正し
ようとするものでございます。

内容について御説明申し上げます。別表中「原発性胆汁性肝硬変」の次に「強直性脊椎炎」と「重症急
性膵炎」を加えようとするものでございます。これに伴いまして四十八の疾病になるわけでございます。
それでは、新たに加わります二つの疾病について御説明申し上げます。まず強直性脊椎炎でございますが、
この多くは、仙腸関節、股関節に始まり、脊椎、種々の関節などを侵し関節や靱帯が硬直する慢性的関節
炎で、目や心臓が侵されることもあります。原因はまだ不明ですが、遺伝的な要因の関があるとも言わ
れております。また、この疾病は青年男子に多く、頑固な腰痛があるときは、この疾病として疑うことも
必要かと言われております。

続いて、重症急性膵炎でございますが、これは突発する上腹部の腹痛発作を主な症状とする疾患で、急
性腹症の代表的な疾患の一つと言われております。重症では、膵臓周辺や隣接臓器に病変が波及し、さら
に心臓、肺、肝臓の中樞神経など重要な臓器障害を来し、凝固系、免疫系なども機能不全に陥って診断
後も極めて不良になると言われている疾病でございます。

なお、御参考までに申し上げますと、本条例に基づく特殊疾病患者は、当市におきましては、十二月一
日現在で百三名となっております。

次に附則といたしまして、本条例の施行期日は平成三年一月一日から施行しようとするものでございま
す。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますよう
お願い申し上げます。説明といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっておりまして議案第九十五号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十五号は、厚生委員会に付託することに決
定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十 議案第九十六号 平成二年度福生市一般会計補正予算（第三号）を議題
といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第九十六号 平成二年度福生市一般会
計補正予算（第三号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、説明申し上げます。

予算の内容に入る前に、今回の補正予算の概要につきまして、触れさせていただきます。
まず歳入におきまして、主なものを申し上げますと、市税におきまして、市民税の個人分の調定増によ
るもの、財産収入で公園予定地の取得に關しての土地売却収入、それと収益事業組合の二十周年記念によ
ります配分金等が主な歳入となっております。

歳出におきましては、民生費で保育単価等の見直しによりまして児童措置委託料の増、それと諸支出金で、
今後の財政需要に対応するための都市施設整備基金への積み立てと公園予定地の買収に關して、福生市土
地開発公社が所有している用地を買い戻しする費用が、今回追加する主な歳出になっております。

それでは、予算書に基づきまして、その内容について説明を申し上げます。

一ページをお開きいただきたいと思ひます。まず総則でございますが、第一条で既決予算額に歳入歳出それぞれ三億六千四百五十八万八千円を追加し、歳入歳出予算総額を百七十億九千五百十四万三千円と定めようとするものでございます。

第二条は債務負担行為のお願いをしようとするものでございますが、内容は第二表の債務負担行為によりまして説明を申し上げます。

第三条は地方債の補正でございますが、内容につきましては、第三表の地方債補正におきまして説明を申し上げます。

次に、三ページをお開きをいただきたいと存じます。第一表の歳入歳出予算補正でございますが、まず歳入につきましては御説明を申し上げます。

第一款の市税でございますが、五千四百万円の追加でございます。これは市民税で個人の現年課税分の調定増によるものでございます。

次に、第五款国有提供施設等所在市町村助成交付金等の三百十七万円の追加でございますが、施設等所在市町村調整交付金で、今年度の交付額の額の確定によるものでございます。

次に、第十款国庫支出金の二千七百九万五千円の追加のうち、国庫負担金二千二百三十六万六千円の増額につきましては、児童措置費負担金で、主として保育単価の見直し等によるものでございます。

国庫補助金の四百七十二万九千円の追加は、校庭照明施設設置事業で、補助対象校が三校にふえたことにより増額分七百七十六万五千円と、補助対象事業費の減によります小中学校校舎大規模改造事業補助金三百三十六万六千円の減額分との相殺額でございます。

次に、第十一款都支支出金の一千二十七万二千円の追加でございますが、まず都負担金の九百二十八万円の増額は、支給対象者の増によります心身障害者福祉手当負担金三百九十七万五千円の増。児童措置費負担金で、国と同様に主として保育単価見直しによる増、一千八百十八万三千円。それと支給対象者の当初見込みとの差の減によります老人福祉手当負担金の減額分五百八十七万八千円との相殺額でございます。

都補助金の十九万円の減額でございますが、保育所運営費補助金の単価の改定等によります百七十七万六千円の増。同じく運営費の増加によります移管保育所運営費補助金四百九十三万六千円の増。福生保育園の仮園舎建設のための設計委託料等に対します福生保育園改築事業補助金百九十八万円の増。それに、ひとり親家庭医療費助成事業補助金で、支給対象者の減等によります減額分八百八十八万二千円。以上、相殺いたしまして、都補助金は十九万円の減額となるものでございます。

都委託金で百十八万二千円の増額でございますが、外国人登録事務委託金で取り扱い件数等の増によるものでございます。

次に、第十二款財産収入で二億一千三百七十七万七千円の追加は、(仮称)志茂公園予定地の取得に関し、市有地を売却する土地売却収入でございます。

次に、第十六款諸収入でございますが、五千四百八十八万四千円の追加は、収益事業組合の二十周年記念によります配分金五千万円と管外受託児分保育所措置費四百八十八万四千円との合計額でございます。以上が歳入でございます。歳入補正総額三億六千四百五十八万八千円を追加し、歳入予算総額百七十億九千五百十四万三千円と相なる次第でございます。

次に、歳出につきまして御説明を申し上げます。

第二款総務費で三百二十七万一千円の追加でございますが、総務管理費で公園予定地買収のため、普通財産売り払いに伴う価格決定のための土地鑑定委託料三十七万二千円と徴税費で市・都民税の普通徴収分の課税月変更によります賦課事務費の追加二百七十七万と固定資産税の評価替えの電算委託料六十七万八千円の増。

選挙費で市議会議員選挙立候補者への手引等の印刷費十五万一千円との合計額でございます。

次に、第三款民生費の社会福祉費十四万八千円の減額は、懸案であります(仮称)福祉センター建設のための調査委託料三百九万。支給対象者の増によります心身障害者福祉手当二百六十四万。老人福祉手当におきまして、当初見込みとの差の減額分五百八十七万八千円との相殺額でございます。

児童福祉費の六千三十八万三千円の追加でございますが、保育単価の見直し等によります児童措置委託

料の増、六千七十九万五千円。市立保育園費で移管保育所の運営費増によります委託料六百四十万三千円。それに福生保育園改築事業に伴います仮園舎設計委託料百三十五万円と土地の借上料六十三万円がござい
ます。それと、ひとり親家庭医療費助成事業費で、支給対象者の減等によります減額八百七十九万五千円
がございまして、以上の相殺額が児童福祉費の追加の額となるものでございまして、
次に、第七款商工費の二十六万一千円の追加は、福生市商業施設補助金交付費不足によります装飾灯改
良工事補助金でございまして、

次の第八款土木費の都市計画費二十五万円は、都市下水路組合負担金の追加でございまして、
次の第十款教育費の中学校費で六百九万三千円の減額は、事業の完了によります精算でございまして、
第二中学校内装改良事業費三百三十三万七千円と第三中学校防音機能復旧事業費二百七十五万六千円の合
計額でございまして、

学校給食費の五十九万二千円の追加は、中学校給食審議会費で、さらに審議を継続する必要が生じたた
めの委員報酬でございまして、

次の第十一款公債費の百七十九万五千円の減額でございまして、これは市債の利子償還費でございまし
て、利率及び償還日等の変更にによります調整額でございまして、

次の第十二款諸支出金の基金費におきまして一億五千万円の追加は、今後の財政需要に対応するための
都市施設整備基金積立金でございまして、これによりまして、この基金の総額は六十三億一千三百八十三万
五千円となります。

普通財産取得費の五千四百七十三万九千円は、公園整備事業の代替用地取得費で、福生市土地開発公社
が所有している用地を買い戻しするものでございまして、

予備費の九千八百九十九万八千円の追加は、歳入歳出財源調整によるものでございまして、
以上が歳出でございまして、

続きまして七ページをお開きいただきたく存じます。
第二表の債務負担行為でございまして、本件は福生保育園改築事業に伴います仮園舎を借り上げるため

の事業費が二カ年にわたることから、その限度額を四千三百七十二万円と定めようとするものでございま
す。この内訳といたしましては、工事及び撤去費を含む建物借上料四千二百二十万円。土地借上料二百五十
二万円でございます。

第三表の地方債補正は、利率について最近の金融情勢を考慮いたしまして、七%から九%以内に変更の
お願いをしようとするものでございまして、

以上、大変雑駁な説明でございましたが、慎重御審議を賜りまして、原案のとおり御決定下さいますよ
うお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九十六号は総務、建設、厚生
の三常任委員会に付託いたしたいと思
います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十六号は、総務、建設、厚生
の三常任委員
会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第十一 議案第九十七号 平成二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算  
（第二号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第九十七号 平成二年度福生市国民健康保

除特別会計補正予算（第二号）について、御説明申し上げます。今回の補正につきましては、歳出におきまして、老人保健拠出金等に不足が生じたことに伴い、予算の補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、四五ページを開き願いたいと思います。

初めに、総則につきまして、御説明申し上げます。

第一条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ九百三十八万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億六千二百二十六万一千円と定めようとするものでございます。

次に四七ページを開きいただきたいと思います。

第一表歳入歳出予算補正につきまして、御説明申し上げます。

初めに歳入でございしますが、第二款の国庫支出金におきまして九百三十八万一千円の増額補正は、老人保健拠出金の増に伴います増額分と歳出におきまして減額いたします療養給付費の負担金の減額分を相殺したものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

第二款の保険給付費におきまして三千万円の減額補正でございますが、平成二年度五カ月間を経過した時点で、対前年比の伸び等を考慮し、今後の療養給付費につきまして、多少の減額が見込まれるため、減額補正をお願いするものでございます。

次に、第三款老人保健拠出金につきまして五千六百八十六万六千円の増額補正であります。これは当初予算に計上いたしました予算に不足が生じたため、補正をお願いするものでございます。

次に、第七款諸支出金の二百六十八万三千円の増額補正でございますが、これは平成元年度の事業実績により国都支出金のうち、都支出金におきまして概算交付額を精算、返還するものでございます。次に、第八款の予備費でございしますが、二千十六万八千円の減額補正は、老人保健拠出金等に歳入歳出を精査加減し調整したものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、何とぞ慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいま

すようお願い申し上げます、説明にかえさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九十七号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十七号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十二 議案第九十八号 平成二年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 小野光朗君登壇）

○建設部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第九十八号 平成二年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）につきまして、御説明申し上げます。

まず六一ページを開きいただきたいと思います。

総則でございしますが、第一条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二千四百九十一万円を追加し、歳入歳出予算の総額を二十二億七千四百四十万二千円と定めようとするものでございます。

第二条では、地方債におきまして減額変更及び利率の変更をお願いしようとするものでございます。次に、六三ページを開きいただきたいと思います。

第一表歳入歳出予算補正につきまして、御説明申し上げます。

歳入でございますが、国庫支出金で一千八百万円の追加補正は、補助対象事業費の増に伴う下水道管渠埋設費補助金の増額分でございます。

次に、諸収入で一千六百八十一万円の追加補正は、消費税還付金でございます。

次に、市債で九百九十万円の減額補正は、公共下水道事業債で歳出関連事業に伴う減額分でございます。以上、歳入合計二十二億七千四百四十万二千元と相なるものでございます。

次に歳出でございますが、総務費で九十万三千円の減額補正は、使用料徴収事務委託料の減額分でございます。

次に事業費で一千百五十九万五千円の追加補正は、設計委託料で三百五十八万六千元を減額し、工事請負費で一千五百十八万一千円の増額をし、相殺したものでございます。

次に公債費で、百二万六千円の減額補正は、公共下水道事業債利子で八十二万円、流域下水道事業債利子で二十万六千円の減額で、これらはいずれも当初見込みより、元年度の借入時期が変更されたことにより減額となったものでございます。

次に予備費でございますが、一千五百二十四万四千円の財源調整をするものでございます。

以上、歳出合計二十二億七千四百四十万二千元と相なるものでございます。

次に、六四ページを開きいただきたいと存じます。

第二表地方債の補正でございますが、これは対象事業費の変更により、公共下水道事業債限度額三億三千九百万円を三億二千九百十万円に、また一般会計に準じ起債利率七・〇％以内を九・〇％以内に変更しようとするものでございます。なお、償還方法につきましては、補正前と同様でございます。

以上でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。以上で、説明いたします。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九十八号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十八号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十三 陳情第二十三号 「ゆとり宣言」の決議に関する陳情書を議題といたします。  
本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で意見を終わります。

陳情第二十三号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長（仲村清信君） 日程第十四 陳情第二十四号 育児休業法の早期制定を求める陳情書を議題といたします。  
本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で意見を終わります。

陳情第二十四号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長（仲村清信君） 日程第十五 陳情第二十五号 高齢者福祉事業改善についての陳情書を議題といたします。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で意見を終わります。

陳情第二十五号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

○議長（仲村清信君） 日程第十六 陳情第二十六号 年金制度改善についての陳情書を議題といたします。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で意見を終わります。

陳情第二十六号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

○議長（仲村清信君） 日程第十七 陳情第二十七号 犬・猫不妊手術費補助についての陳情書を議題といたします。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で意見を終わります。

陳情第二十七号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

○議長（仲村清信君） 日程第十八 陳情第二十八号 「脱原発法」の制定を求める陳情書を議題といたします。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で意見を終わります。

陳情第二十八号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長（仲村清信君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明八日から十九日までの十二日間、休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって明八日から十九日までの十二日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は、十二月二十日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時十九分 散会

平成 2 年 ⑤ 月分

平成 2 年度

福監発第 30 号  
平成 2 年 12 月 5 日

福生市長 石 川 彌八郎

福生市議会議長

仲 村 清 信

福生市監査委員 持 田 力 ⑤  
同 指 田 保 雄 ⑤

平成 2 年 10 月分例月出納検査の結果に  
ついて（報告）

このことについて、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 検査日 11 月 28 日（水）
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成 2 年 10 月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 10 月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、10 月末日における収支の状況は、別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

平成2年度

平成2年度

## 2 歳入歳出外現金の状況

### 3 基金の状況

